

豊田市上下水道営業関連委託プロポーザル実施要領

1 契約の目的

豊田市上下水道営業関連委託は、年間4万件超の開始・中止等の受付に始まり、料金算定の基礎となる100万回超の量水器検針、150億円超の上下水道料金の徴収、未納者や対応困難者との納付交渉、水道の給水停止などの業務を一括して発注するものである。

本プロポーザルは、これらの業務を行い得る能力を有する者の中から、意欲、資質及び技術能力等が優れた者を選定し、業務の更なる効率化と、利用者サービスの一層の向上を図ることを目的とする。

2 契約の概要

- (1) 業 務 名 豊田市上下水道営業関連委託
- (2) 業 務 内 容 豊田市上下水道営業関連委託仕様書に定めるとおり
- (3) 移行準備期間 契約締結の翌日から令和10年3月31日まで
- (4) 委 託 期 間 令和10年4月1日から令和15年3月31日まで

3 提案限度額

1,640,100千円（消費税及び地方消費税込み。5か年分）

4 参加資格要件

次に掲げる条件を全て満たす者

- (1) 公告日において、令和8・9年度の豊田市競争入札参加資格（物品等）の小細分類「上・下水道料金検針・徴収」に記載されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項又は第3項の規定に該当する者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (4) 参加表明書の提出日から当該案件の契約相手方決定までの間、本市から入札参加停止又は入札参加保留の措置を受けていない者であること。
- (5) 参加表明書の提出日から当該案件の契約相手方決定までの間、本市と豊田警察署の間で締結している「豊田市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に規定する排除の対象となる法人等に該当する者でないこと。
- (6) このプロポーザルに参加表明書を提出しようとする者の間に、別表に定める資本関係及び人的関係がない者であること。（資本又は人的関係に該当する者同士が辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、特に問題ありません。）
- (7) 公告日において、次に掲げる条件を満たす者であること。

ア 給水人口が15万人以上の事業体で、窓口電話受付業務、検針・調定業務、開閉栓業務、受付・収納業務、滞納整理業務、電子計算処理業務、メーター管理・受付業務のすべて（以下、「上・下水道料金検針・徴収業務」という。）に

ついて、令和3年4月以降に受託実績を有すること。

イ 令和3年4月以降、官公庁（国、地方公共団体、公社、公団及び独立行政法人に限る。）発注の「上・下水道料金検針・徴収業務」で元請として1件当たり税込金額8億円以上の履行実績を有する者であること。

ウ プライバシーマークや情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）等第三者機関の評価によるセキュリティ基準の認証を取得していること。

5 選考日程

(1) 全体スケジュール

5月29日（金） 事業実施の公告及び公表並びに公募開始

5月29日（金） 業務説明資料等の交付開始

6月15日（月） 参加表明書等の受付期限・質問の受付期限

6月18日（木） 参加資格確認通知書の送付

6月24日（水） 質問の回答期限

7月2日（木） 提案書等の提出期限等

7月10日（金） ヒアリング実施及び選考委員会開催

7月13日（月） 選考結果の通知・最優秀提案者との協議開始

8月下旬 契約締結

(2) 業務説明資料等の交付

ア 交付期間

令和8年5月29日（金）から令和8年6月15日（月）まで（土・日曜日及び祝日を除く。）

イ 交付場所

豊田市上下水道局 料金課 料金担当（西庁舎1階）又は豊田市ホームページからダウンロード

(3) 参加表明書及び参加資格証明書類の提出

ア 提出期限

令和8年6月15日（月）午後5時まで

イ 提出場所

豊田市上下水道局 料金課 料金担当（西庁舎1階）

ウ 提出方法

様式2号を作成のうえ、持参、郵送又はメール（提出期限必着）

(4) 質問の受付及び回答

ア 受付期限

令和8年6月15日（月）午後5時まで

イ 受付方法

様式1号を作成のうえ、持参、郵送又はメール（受付期限必着）

ウ 回答

令和8年6月24日（水）までに参加者にメールにて行う。

(5) 提案書等の提出期限等

ア 提出期限

令和8年7月2日（木）午後5時まで

イ 提出場所

豊田市上下水道局 料金課 料金担当（西庁舎 1 階）

ウ 提出方法

持参又は郵送（提出期限必着）

エ その他

参加表明書の提出後に提案を辞退する場合は、提案書等の提出期限までに様式 6 号を作成のうえ、持参又は郵送（提出期限必着）により提出すること。

(6) ヒアリング

ア 日時 令和 8 年 7 月 1 0 日（金）

午前 9 時から午後 4 時のうち指定する 5 0 分間（時間は後日連絡する。）

イ 場所 豊田市役所 西庁舎 5 階 西 5 1 会議室

- ウ 備考
- ・提出された提案書等に基づき 1 者最大 5 0 分（準備 5 分、説明最大 2 0 分、質疑応答 2 0 分、片付け 5 分）のヒアリングを行う。
 - ・説明する内容は全て提示した金額内で実施可能な事項のみとする。
 - ・プレゼンテーション及び質疑応答は、参加者名を伏せて行うので自己紹介は行わないこと。
 - ・プレゼンテーションは事前に提出した提案書にて実施することとし、追加の資料配布は認めない。
 - ・プレゼンテーションに必要な機器等がある場合は、参加者が用意すること。
 - ・全参加者のヒアリング終了後、引き続き選考委員会を実施する。

6 選考委員

委員長	上下水道局	副局長	岩田 裕二
委員	中京大学	教授	中山 恵子
	総務部情報システム課	課長	柴田 拓馬
	上下水道局企画課	主幹	岡田 俊樹
	上下水道局料金課	課長	太田 昌男

7 提案書等の提出書類

A 4 サイズで作成し、表紙・目次は除き 20 ページ以内（両面 1 枚で 2 ページ分、会社概要、業務実施体制、見積書を除く。）に下記内容を記載（提出部数は正本 1 部、副本 6 部）。副本には社名及び社名を連想させるロゴ等を使用しないこと。また、表紙や目次のほか、本文中にも記載しないこと。

(1) 会社概要書（様式 3 号）

(2) 業務実施体制（様式 4 号）

(3) 業務実施計画（様式自由）

社員教育の方針・内容・方法、報告・責任体制、苦情処理体制

欠員発生時の対応、災害時等の危機管理体制、個人情報・データ等の管理方法

前受託者からの移行計画、地域貢献の取組み

(4) 業務用システム導入の構築・運用（様式自由）

業務用システム構築の概要、導入までのスケジュール、運用・保守内容、システム障害に対する対策、令和 3 年 4 月以降の業務用システム導入実績

(5) 提案・意見書（様式5号）

(6) 見積書（様式7号）

(7) 留意事項

ア 用紙は原則縦・両面印刷で作成し、ページ番号を付し、部単位で綴じること。

各ページの様式は任意とする。

イ 文字サイズは11ポイント以上とし、フォントはゴシック系書体を使用すること。ただし、図表や注記等についてはこの限りでは無い。

ウ 図表等の表現の都合上、用紙の報告を一部変更したり、記述を一部縦書きとしたりすることは差し支えない。また、A3判の図版がある場合は、横向き・片面印刷でA4判に織り込むことで可とする。

エ 企画提案書本編の内容は任意とするが、別紙「評価基準」を参考に構成すること。

オ 仕様書に記載のない事項であっても、本業務に必要であると思われる内容もしくは本市・本市職員の業務遂行にメリットがあると思われる内容があれば積極的に提案すること。ただし、これに係る費用は提出する見積額に含むものとする。

8 評価基準

(1) 下記項目について選考委員が採点を行い、各選考委員の採点の合計が最高得点の者を契約の相手方として特定する。ただし、あらかじめ定めた最低基準点以上の者とする。

ア 業務経歴・体制（34点）

イ 業務実施計画（85点）

ウ 受託事業者としての資質（18点）

エ 価格（61点）

※評価点（610点）＝ア（業務経歴・体制（34点））＋イ（業務実施計画（85点）×5人）＋ウ（受託事業者としての資質（18点）×5人）＋エ（価格（61点））

※評価基準については別紙のとおり

(2) 最高得点のものが複数であった場合は、見積金額の安価な者を最優秀提案者として選定する。

(3) 提案者が一者であっても、本プロポーザルは成立するものとする。また、提案者が一者の場合でも、最低基準点に達しない場合は最優秀提案者として選定しない。

9 その他

(1) このプロポーザルに参加する費用の全ては参加者の負担とする。

(2) 手続で使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 次に掲げる提案は無効とする。

ア 本公告に示す参加資格を有しない者がした提案

イ 見積金額が提案限度額を超える提案

ウ 提案書等に虚偽の記載をした者の提案

エ 上下水道局が示した条件に違反した提案

オ 選考委員に故意に接触を図った者その他選考の公平性に影響を与える行為をした者の提案

- (4) 提出期限後は提出された企画提案書等の差替え又は再提出は認めない（上下水道局から指示があった場合を除く。）。
- (5) 提出書類は返却しない。なお、豊田市情報公開条例（平成10年条例第34号）の規定に基づき、提出書類を公開することがある。
- (6) 最優秀提案者と上下水道局との間で契約条件に関する協議を行い、最終的な仕様書を作成する。仕様書作成後、最優秀提案者を契約の相手方とし、見積徴取のうえ、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結する。また、この協議において、最優秀提案者からの企画提案書の内容の変更は、原則として認めないものとする。
- (7) 最優秀提案者特定の日から契約締結の日までの間に次のいずれかに該当するときは、随意契約を行わない。なお、契約が不調に終わった場合は、最優秀提案者の次点の者と交渉するものとする。
 - ア プロポーザルの参加資格要件に適合しなくなったとき。
 - イ 提案に関する書類に虚偽の記載をしたことが確認されたとき。
 - ウ 契約条件に関する上下水道局との協議が調わないとき。
 - エ 上下水道局が最優秀提案者が委託事業を遂行することが困難と判断したとき。
- (8) 前号の場合を除き、選考結果通知後の辞退は認めない。なお、受託の辞退等により上下水道局に損害が生じた場合は、その費用を請求する場合がある。
- (9) 全ての提案者の社名、評価結果（得点）及び順位は、豊田市ホームページ等において公表する。
- (10) 電子メール等の通信事故について、上下水道局は一切の責任を負わないものとする。
- (11) 契約候補者と契約締結に至らなかった場合は、次順位の者（最低基準点を満たしている者に限る。）を新たな契約候補者として手続を行うものとする。

別表

資本関係又は人的関係について

<p>(1) 資本関係</p>	<p>① 子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。②において同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。②において同じ。）の関係にある場合</p> <p>② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合</p>
<p>(2) 人的関係</p>	<p>① 一方の会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。</p> <p>1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。</p> <p>イ 会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役</p> <p>ロ 会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役</p> <p>ハ 会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役</p> <p>ニ 会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役</p> <p>2) 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役</p> <p>3) 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に格別の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）</p> <p>4) 組合の理事</p> <p>5) その他業務を執行する者であって、1) から 4) までに掲げる者に準ずる者</p> <p>② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人（以下単に管財人という。）を現に兼ねている場合</p> <p>③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合</p>
<p>(3) その他プロポーザルの適正さが阻害されると認められる場合</p>	<p>組合（共同企業体を含む）とその構成員が同一のプロポーザルに参加している場合。その他上記（1）又は（2）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。</p>